資料1

第2回
「人中心の道路空間」のあり方に関する検討会

1.「人中心の道路空間」の検討について
2. 歩道と路肩等の柔軟な利活用に向けて
3. ガイドライン作成の方向性
4. 本日の議論

1.「人中心の道路空間」の検討について

1. 1. 検討経緯

1. 2. 今年度の検討範囲

1．1．検討経緯

国土交通省

〇社会資本整備審議会道路分科会建議（平成29年8月）で、多様なニーズに対応した道路空間の再構築をすべきとの意見が明記。
〇令和2年度ほこみち制度の創設、道路政策ビジョン2040の公表を行い、「多様なニーズに応える道路空間」のあり方に関する検討会を立ち上げ議論を開始。令和4年にガイドラインを公表。
〇本年度、「人中心の道路空間」のあり方に関する検討会を立ち上げ、さらに取組みを推進。

平成 29 年 8 月 22 日	社会資本整備審議会道路分科会　建議 「道路・交通イノベーション～「みち」の機能向上・利活用の追求による豊かな暮らしの実現へ～」
令和2年5月27日公布 令和2年11月25日施行	道路法改正：賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設 （歩行者利便増進道路）
令和2年6月18日	社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会提言 2040年、道路の景色が変わる ～人々の幸せにつながる道路～
令和4年3月	多様なニーズに応える道路 ガイドライン
令和4年8月	今、道路の景色を変えていく ～2040年道路政策ビジョンへのロードマップ～
令和5年6月	多様なニーズに応える道路の事例集
令和6年6月	第1回「人中心の道路空間」のあり方に関する検討会

1. 2. 今年度の検討範囲

国土交通省

○人中心の道路空間（賑わい空間）の実現に向けて、①歩道空間の利活用、②路肩等の利活用、③歩行者と車両が共存する空間について、検討を進めている。

	①歩道空間の利活用	②路肩等の利活用	③歩行者と車両が共存する空間（観光地/商業地等の賑わう道）
方向性	道路空間の再編（リノベーション）等による歩行者等の空間の拡大の推進		安全に通行・滞在できる空間づくり
今後の取組	①ほこみちの定着・浸透 ⇒みち活による情報発信、広報。効果計測・表現の検討。	連携 ②路肩等の柔軟な利活用の推進 ⇒「賑わい施設帯（仮称）」として、歩道と路肩等を一体的に活用しやすいように考え方等を整理。	③安全に賑わう道づくりの推進 ⇒データ等を利活用し道づくりを推進。 ⇒車両の流入や速度の抑制等に関する取組事例紹介。
めざす姿	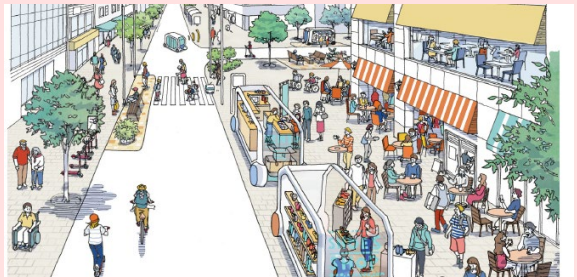 曜日や時間帯に応じて道路空間の使い方が変わる路側マネジメント		時間帯の通行規制時など 人中心の空間として再生した、まちのメインストリート

※第1回「人中心の道路空間」のあり方に関する検討会 資料に加筆

1．2．今年度の検討範囲

国土交通省

○今年度は「歩道と路肩等の柔軟な利活用」を中心に議論。
○歩行者と車両が共存する空間（全断面活用）を実現するための考え方については、今後検討。

●段階的な道路空間の再編　イメージ図

※ウォーカブルポータルサイトより引用

今年度議論する部分

STEP1：道路空間を車両と歩行者が利用しているが、通行のみ。沿道との一体的な活用はなし。
STEP2：一つの車線を転用し、実験的にパークレットやキッチンカーを設置。
　　滞在空間を確保し、歩行者の利便を増進。
STEP3：主要な道路交通を別の路線に分担し、車線を減少させ、歩行者空間を拡大。
　　沿道の店舗と連携しながら、歩行者空間を活用。
STEP4：一般の交通は排除し、トランジットモール化するなど、
　　歩道と沿道が一体となって賑わいを創出。

2. 歩道と路肩等の柔軟な利活用に向けて

2. 1. 歩道と路肩等の利活用の現状
2. 2. 歩道と路肩等の利活用事例
2. 3. 歩道と路肩等の利活用の課題
2. 4. 歩道と路肩等の利活用の現状（まとめ）
2. 5. 論点の整理

2．1．歩道と路肩等の利活用の現状

国土交通省

〇ほこみち路線数は2023年度（令和6年3月時点）で139路線（57市区町）が指定。制度創設後、着実に増加。
〇多様化する道路空間へのニーズに対応するため、道路の利活用をより円滑かつ効果的に進めるに当たってのポイント等を整理した、「多様なニーズに応える道路 ガイドライン」策定（令和4年3月）。取組みを推進。
〇「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりとして、ウォーカブル推進都市381都市となるなど取組みが進展。
〇めざす姿の実現に向けて、まちづくりとも連携し、歩道と路肩等の柔軟な利活用の検討を進める必要。

●ほこみち指定路線は毎年着実に増加

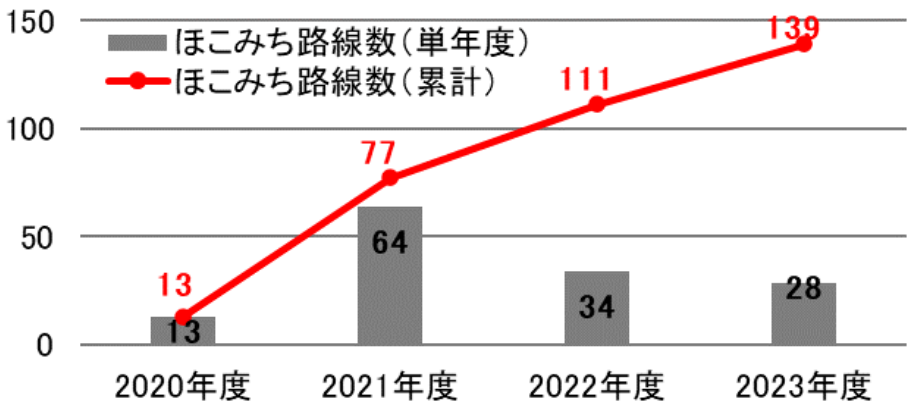

ほこみち路線数の推移

●多様なニーズに応える道路のガイドライン・事例集を作成するなど、道路空間の利活用を推進

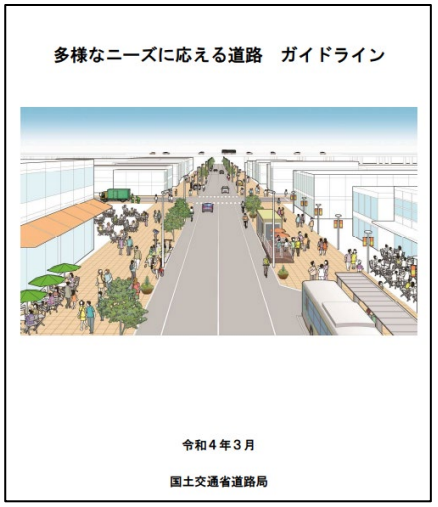

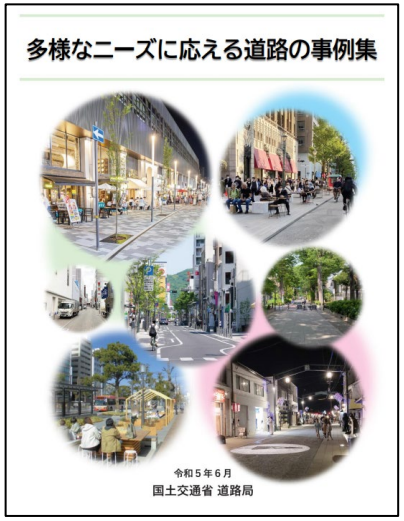

●ウォーカブル推進都市：381都市（令和6年7月31日時点）。このうち118市区町村がウォーカブル区域（滞在快適性等向上区域）を設定。

めざす姿の実現に向けて、歩道と路肩等の柔軟な利活用の機運が高まっている。

2．2．歩道と路肩等の利活用事例

国土交通省

〇歩道と路肩等の道路空間を一体的に利活用して、まちの賑わい創出に向けた社会実験・イベント等が、全国各地で行われている。
〇その中で、パークレット等の休憩・滞留施設を長期間設置する事例も見られている。

●既存の路肩を活用し、部分的に歩道を拡幅し、ベンチやテーブル、デジタルサイネージを配置

●既存の自転車の通行空間を車線側へ移し、拡張した歩道空間に、ベンチ等を配置

●既存の車道へ拡張した歩道空間に、時間帯別の需要に応じ、荷捌き所を配置

●歩道の車道寄りの空間を活用し、次世代モビリティ共同ポートを設置

●車線減少を行い、拡張した空間にキッチンカーや店舗出店、ベンチやテーブル・イスを配置

●既存の駐車帯スペースを活用した社会実験に併せて、車両通行規制を行い、キッチンカーや店舗出店、ベンチやテーブル・イスを配置

2. 2. 歩道と路肩等の利活用事例（パークレット設置事例）

国土交通省

〇なお、全国の自治体で、賑わい創出等のニーズに対応した歩道や路肩等でのパークレット設置事例が増えつつあり、人中心の道路空間の機運が高まっている。

●歩道や路肩等を利活用したパークレットの恒久設置や社会実験の取組事例は、国内で増えつつある

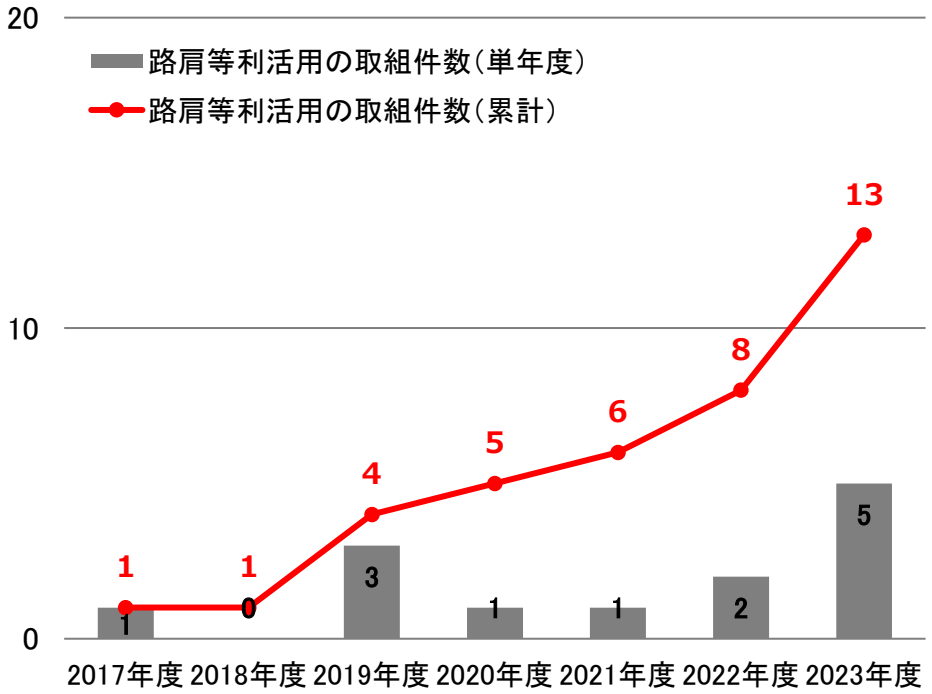

出典：国土交通省道路局調べ
※年度別の取組件数は、各事例の対象路線ごとにカウントし、設置期間の開始年月に基づき集計

●歩道や路肩等を利活用したパークレットの事例

KOBEパークレット（神戸市）

ハニカムスクエア（静岡市）

元町パークレット（横浜市）

#カミハチキテル1（広島市）

出典：カミハチキテルHP

南伊勢町通パークレット（名古屋市）

OPEN NUMAZU PARKLET（静岡県沼津市）

出典：沼津市HP

2. 3. 歩道と路肩等の利活用の課題

国土交通省

〇一方、歩道と路肩等の柔軟な利活用にあたり、事業計画検討や実施時の考え方・法的な運用や解釈・基準・ルール、合意形成の方法等が、一般的に分かりにくく、利活用を進める際の課題となっている。
〇このため、課題解決に向けて考え方等を明確化し、歩道と路肩等の柔軟な利活用に対して、再編を行う道路管理者のみならず、整備後の利活用を含めた様々な関係者にとって分かり易いガイドラインを作成する必要。

●路肩等の柔軟な利活用を進めるために、必要なもの

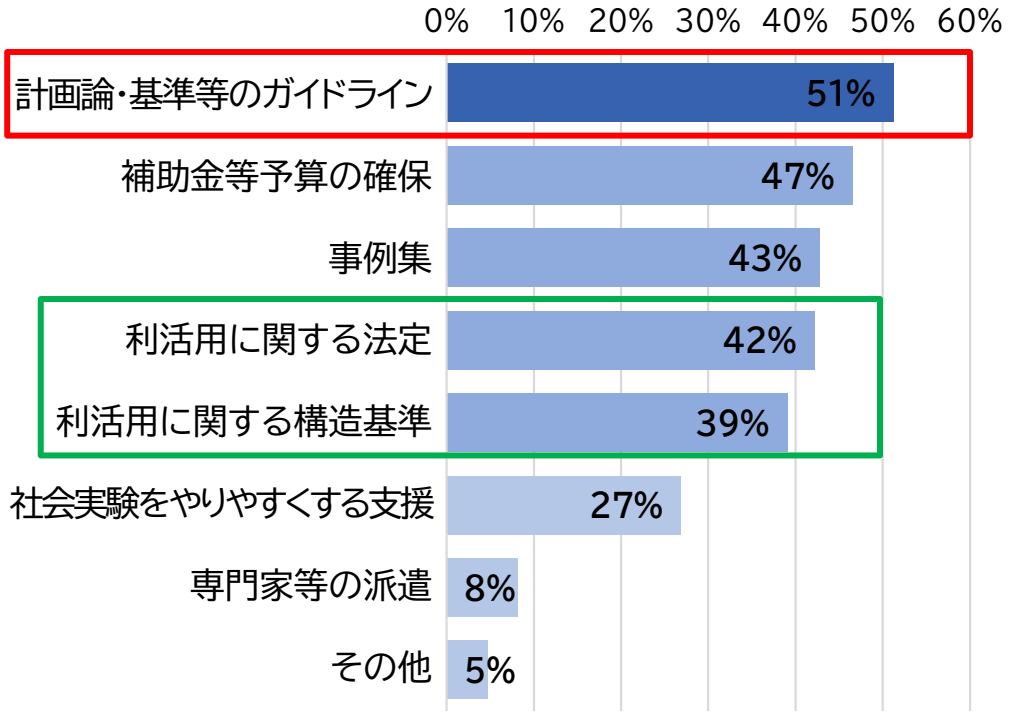

N=321
（調査対象：地方公共団体、複数回答可）

出典：R5年度アンケート調査（国土交通省道路局）を元に作成
※都道府県、政令指定都市、ほこみち路線所在地・ウォーカブル推進都市の市区町村のうち、296団体の回答と、その他回答を得られた市町村25団体の、計321団体の回答

●利活用を進める際の自治体の課題

項目	課題
利活用の検討	・地域の実情、道路特性に応じた利活用の検討 ・道路ネットワークを考慮した対象区間の検討 ・狭幅員道路、路肩のない道路など物理的制約のある道路での利活用 ・交通安全、公共交通、バリアフリーとの関係
合意形成	・関係機関との調整 ・地元関係者の理解促進 ・道路利用者への周知・普及
運用・維持管理	・民間活用に向けた柔軟な対応 ・地元と連携した維持管理
その他	・利活用による効果検証

＜利活用を進める際に求められる事項＞
①事業計画検討・実施時の考え方の明確化
②法的な運用や解釈・基準・ルールの明確化
③実現に向けた合意形成に関する手法・事例等の提示

2. 4. 歩道と路肩等の利活用の現状（まとめ）

○ 人中心の道路創出に向けて、ほこみち路線数は制度創設後、着実に増加（139路線、57市区町：令和6年3月時点）。

○ 各地で賑わい創出やパークレット設置などの社会実験、導入が始まっており、歩道と路肩等の柔軟な利活用の機運が高まっている。

○ 一方、歩道と路肩等の柔軟な利活用を実現するためにクリアーすべき基準・ルール等が一般に分かりにくく、活動を進める際の課題となっている。

○ 課題解決に向けて、

- 事業計画検討・実施時の考え方の明確化
- 法的な運用や解釈・基準・ルールの明確化
- 実現に向けた合意形成に関する手法・事例等の提示

が求められている。

○ このため、歩道と路肩等の柔軟な利活用について、再編を行う道路管理者のみならず、整備後の利活用を含めた様々な関係者にとって分かり易いガイドラインを作成する必要。

2. 5. 論点の整理

国土交通省

背景

【人中心の道路の実現に向けたこれまでの動き】

○道路を人々が滞在し交流できる空間に回帰する
○人中心の道路空間を構築する “ほこみち”制度創設
○路肩の柔軟な活用など、人中心の道路空間の創出の検討
○生活道路における歩行者が優先される道づくりを推進

【人中心の道路（賑わい空間）の目指す姿】

○人が道路空間に安全に滞在できる賑わい空間づくりを推進
○歩道と路肩等の柔軟で一体的な利活用を推進
○現地の状況ふまえ必要に応じ道路整備と交通規制を連携

①歩道空間の利活用
②路肩等の利活用

今年度は「歩道と路肩等の柔軟な利活用」を中心に議論

歩道と路肩等の柔軟な利活用の現状・課題

【現状】

○ほこみち路線数：139路線が指定（令和6年3月時点）
○「多様なニーズに応える道路 ガイドライン」策定（令和4年3月）
○ウォーカブル推進都市381都市となるなど取組みが進展
○パークレット設置事例が増えつつあり、気運が高まっている

【地域における課題・ニーズ】

○狭幅員道路等における利活用、交通安全やバリアフリーへの対応、関係機関等との円滑な合意形成、民間活用に向けた柔軟な対応、地元と連携した維持管理、利活用の効果検証　などの課題がある

以下の内容を解説するガイドラインの作成を行うこととする

①計画・検討に関する事項

○まちづくりも含めた面的な計画・検討
○対象となる道路の選定方法

②ルール・手順等に関する事項

○利活用を行う際の法的な整理・運用
○利活用を行う際の安全の確保の方法

③合意形成に関する事項

○円滑な合意形成に関する事項
○持続可能な維持管理・運営方法に関する事項
○効果の評価方法

3. ガイドライン作成の方向性

3. 1. 今回ガイドラインに記載すべき事項
3. 2. ガイドライン作成時の留意事項
3. 3. ガイドライン骨子（案）

3．1．今回ガイドラインに記載すべき事項

○道路の利活用を検討する際に、都市を面的に捉え、それぞれの道路に必要な機能・役割を明確にする必要性を明記。
○さまざまな施策・取組みを進める際に困らないよう、法令・基準等の解説・運用方法の明確化、安全性の確保のための備えるべき構造基準等を分かり易く解説。
○合意形成や持続可能な維持管理運営に向けた各種手法や調整事項を整理、維持管理体制、効果の把握方法等を分かり易く解説。

【ガイドラインに盛り込む内容】

①将来的な「人中心の道路空間」の拡がりに向けて、まちづくりも含めた面的な計画・検討の重要性

- 上位・関連計画を踏まえた導入目的の設定
- 導入エリア・路線の選定手法の整理

②施策・取組みの実施に際して、把握すべき法令・基準、運用ルール、安全性確保の基準等

- 歩道と路肩等の柔軟な利活用に関する制度運用・法的整理、各種法令との関係性
- 安全な交通を確保するための基準・運用方法
- 導入施設等の備えるべき構造基準

③歩道と路肩等の柔軟な利活用に向けて合意形成・持続可能な維持管理運営の手法

- 合意形成の手法や調整事項等の整理
- 合意形成の示し方
- 恒久的な整備促進に向けた維持管理手法・体制の検討、行政との役割分担
- 活動継続、発展を支援する効果計測の手法

3. 2. ガイドライン作成時の留意事項

国土交通省

○想定するガイドラインの読み手を、事業関係者（道路管理者、まちづくり行政、地域の民間関係者、住民等）とする。このため、それぞれが共通して認識しておくべき事項を分かり易く示す。

【ガイドラインの読み手】

関係機関

公安委員会
（警察）
消防
保健所
等

公共空間の管理者（行政）、連携パートナー

道路
- 道路管理部局
- 建設コンサルタント

まちづくり
- まちづくり部局
- まちづくり会社

まちづくり団体・協議会

- 町内会・自治会
- 利活用団体・事業者
- 地域の住民・学校
- 商店会・沿道店舗

空間利活用の担い手、連携パートナー

歩道と路肩等の柔軟な利活用を進める幅広い方々

【今回作成するガイドライン】

・読み手を意識した、**分かりやすい構成**を検討

・歩道と路肩等の道路を利活用するために必要な**基礎知識や用語を整理・解説**

3. 3. ガイドライン骨子(案)

国土交通省

○多様なニーズに応える道路ガイドラインの内容を踏まえ、実際に取組みを進める際に必要となる留意点、規則等を一般に分かりやすく解説したガイドラインを作成する。

【歩道と路肩等の柔軟な利活用のガイドラインの構成(案)】

1. 背景・目的・用語解説

2. 歩道と路肩等の柔軟な利活用

2-1. 計画検討

2-2. 利活用方法検討

■留意点と歩道との一体的な利活用に向けて

(1)路肩部分も含めた利活用

(2)車道部分も含めた利活用

2-3. 事業実施

(1)合意形成

(2)維持管理・運営

2-4. 効果計測

3. 事例紹介

①計画・検討に関する事項

○まちづくりも含めた面的な計画・検討

○対象となる道路の選定方法

多様なニーズに応える道路ガイドラインの第3章を引用し記載

②ルール・手順等に関する事項

○利活用を行う際の法的な整理・運用

○利活用を行う際の安全の確保の方法

本日議論

③合意形成に関する事項

○円滑な合意形成の手法

○持続可能な維持管理・運営方法

○効果の評価方法

本検討会で議論

４．本日の議論

○利活用方法検討にあたっての留意点

○歩道との一体的な利活用に向けて

（１）路肩部分も含めた利活用

（２）車道部分も含めた利活用

○利活用方法検討にあたっての留意点
○歩道との一体的な利活用に向けて

（１）路肩部分も含めた利活用

（１）路肩部分も含めた利活用　～法的整理・運用～

国土交通省

○歩道拡幅を行わず、既存の路肩に休憩・滞留施設（パークレット※）を設置する場合の、現状の法的整理・運用を解説する。

※本資料では、歩道拡幅を行わずに歩道と路肩にまたがって設置する休憩・滞留施設を指す

●パークレット設置に関する法的整理・運用

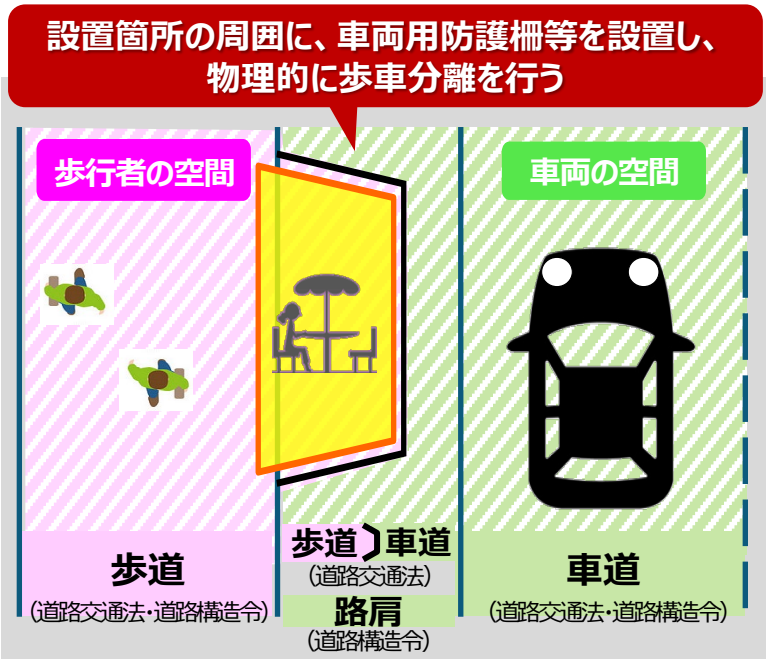

パークレットの設置イメージ

【道路構造】

- ✓ 路肩のままでパークレットを設置可能※
  ※パークレット内に設置する物件については、関係法令との整合性を図り、道路の附属物もしくは道路占用可能なものを選定する。
  ■参照：道路法施行令第10条（占用に関して）
- ✓ 路肩の幅員を確保する必要
  ■参照：道路構造令第8条第2項（国道の場合）
- ✓ 建築限界を確保する必要
  ■参照：道路構造令第12条
- ✓ 停車帯であるところに設置する場合、当該区域が車両の停車の用に供さなくなったことを確認する必要
  ■参照：道路構造令第2条第14号

【パークレットに求められる要件（安全性の確保）】

- ✓ 十分な強度により、安全性を担保できる構造
  ■参照：平成16年国道地環第93号 国土交通省道路局長通知
- ✓ 自動車との接触防止のための視線誘導方策
  ■参照：平成16年国道地環第93号 国土交通省道路局長通知
- ✓ 施設からの転落防止措置
  ■参照：平成16年国道地環第93号 国土交通省道路局長通知

【その他の留意点】

- ✓ 道路附属物として道路管理者が設置する方法と、道路占用物として民間団体が設置する方法がある。
- ✓ バリアフリーの視点での配慮が必要。
- ✓ パークレットを同じ路線に連続・断続して設置する場合は、救急搬送など、緊急時の対応を妨げないように考慮する
- ✓ ドライバーへの視認性確保が必要。

（１）路肩部分も含めた利活用　～安全確保の方法～

○法的整理・運用を踏まえたパークレットにおける安全確保方法

▼パークレットの強度を確保

- 自動車の衝突にも耐えうる強度（通常のガードパイプまたはガードレール程度の強度）を持たせるため、パークレットの車道側の柵の中にガードパイプを搭載。

KOBEパークレット（神戸市）

- 本体に鉄製のフレームを組んだ構造とし、強度を担保。

元町パークレット（横浜市）

▼視認性を確保した防護柵

- ベンチの座面から車道へ乗り越えにくく、併せて、ドライバーがパークレットの利用者を視認できる高さの防護柵を設置。

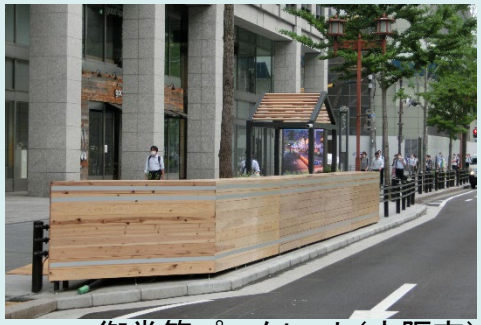

御堂筋パークレット（大阪市）

▼夜間の視認性確保、転倒防止対策

- パークレット利用者の安全のため、端部へのLED自発光鋲の設置や、角面へのノンスリップ材の設置。

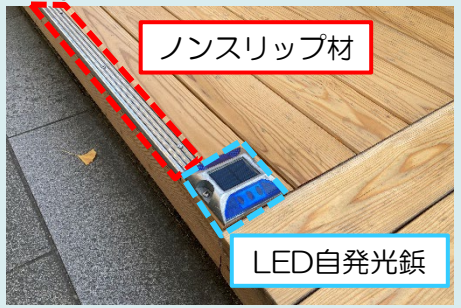

御堂筋パークレット（大阪市）

▼追突事故防止対策

- 事故防止のための重量物をパークレット手前側に設置し、運転手への注意喚起を実施。

SHINJUKU STREET SEATS（東京都新宿区）

▼死角からの乱横断防止対策

- 通行車両から見て、パークレットにより死角となる箇所に、歩行者の乱横断（飛び出し）を防ぐため、植栽プランターを設置。

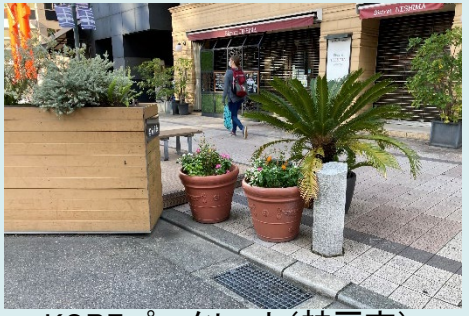

KOBEパークレット（神戸市）

（１）路肩部分も含めた利活用　～実施事例～

○歩道拡幅を行わず路肩等にパークレットを設置している事例で、長期間設置している実例を抽出し、手法を解説。

●道路附属物としてパークレットを設置

＜KOBEパークレット（三宮中央通り／神戸市）＞

➢ 神戸市が設置主体となり、平成29年4月から道路附属物として設置開始。

【道路構造】
- 元々停車帯だった箇所を、路肩に運用変更し、物理的な歩車分離を実施

【安全性の確保】
- 安全対策として車道側の壁面にガードパイプを内蔵
- 死角からの飛び出し防止として、パークレットの脇に植栽プランター等を設置

【事例】

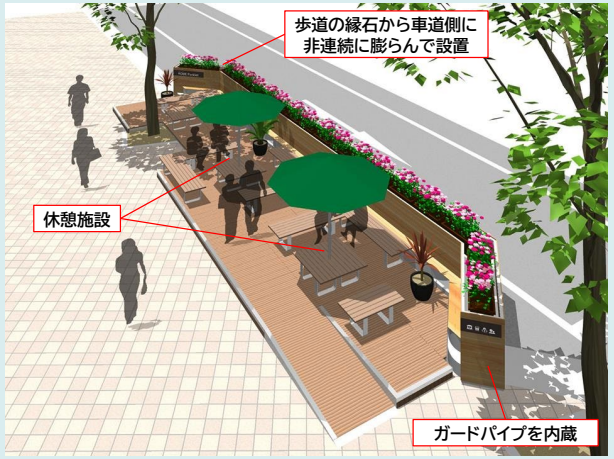

●道路占用物件としてパークレットを設置

＜元町パークレット（元町通り／横浜市）＞

➢ 地元商店街組合が設置主体となり、令和2年3月から道路占用として設置開始。

【道路構造】
- 停車帯の時間制限駐車区間の一部を廃止し、停車帯のまま運用

【安全性の確保】
- 安全対策として、本体に鉄製のフレームを組んだ構造とし、強度を担保

【事例】

（１）歩道との一体的な利活用に向けて　～ほこみちの活用～

国土交通省

○路肩部分まで含めた利活用において、ほこみち制度を活用する場合（※）の要件・留意点を解説する。

※道路管理者が指定道路内に定めた「利便増進誘導区域（特例区域）」に「利便増進施設等（占用物）」を設置

●路肩部分まで含めた、ほこみち制度活用の可否・要件

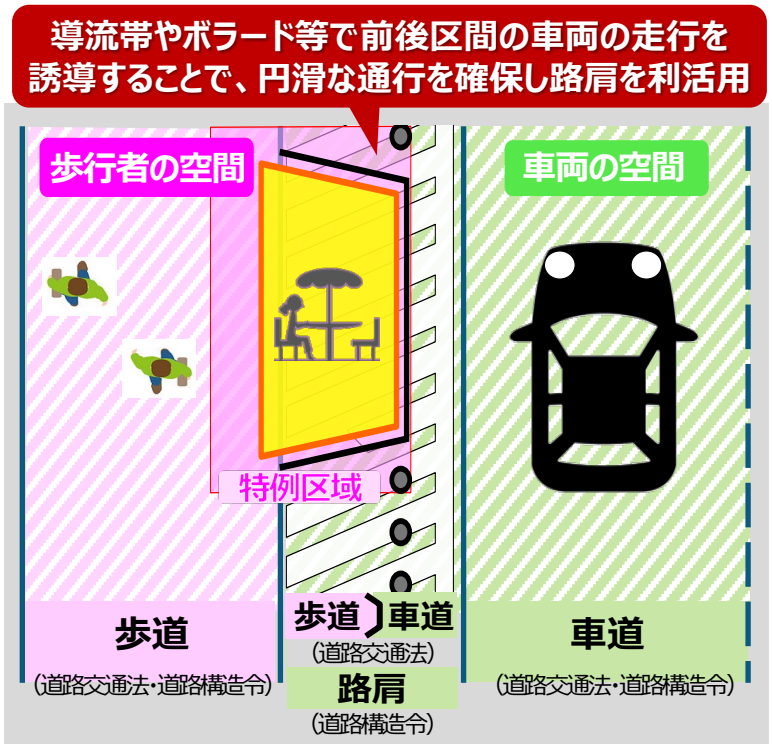

路肩まで含めた利活用イメージ
（ほこみち×パークレット）

【ほこみち制度の活用可否】

✓ 交通規制により、歩行者の円滑な通行が確保される道路空間であれば、路肩部分も含めて活用可能。

■参照：令和2年11月25日　国道利第24号・国道環第79号 道路局路政課長・環安課長通知

【ほこみち制度の活用に求められる要件（安全性の確保）】

✓ 導流帯による車両の走行位置の誘導やボラード等による物理的な歩車道分離が必要。

✓ 歩行者利便増進道路は、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間を構築する必要。

例えば、

- 歩行者の通行のための幅員の確保
- 視覚障害者誘導用ブロックとの十分な離隔の確保
- 道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所や占用物の設置を避ける

■参照：令和2年11月25日　国道利第24号・国道環第79号 道路局路政課長・環安課長通知（国道の場合）

（１）歩道との一体的な利活用に向けて　～ほこみちの活用～

国土交通省

○路肩にパークレットを設置した路線で、隣接する歩道部をほこみち制度の特例区域に指定し、歩車道が一体となって歩行者の滞留空間を確保した事例。

●パークレット設置箇所とほこみち制度の特例区域を重ねて指定

＜国道25号 御堂筋（大阪市）＞

- パークレットは、社会実験で令和4年4月から道路占用物件として設置。
- ほこみち制度の特例区域は、令和4年4月からパークレット設置箇所及び周囲の歩道部を指定。

【参考事例】

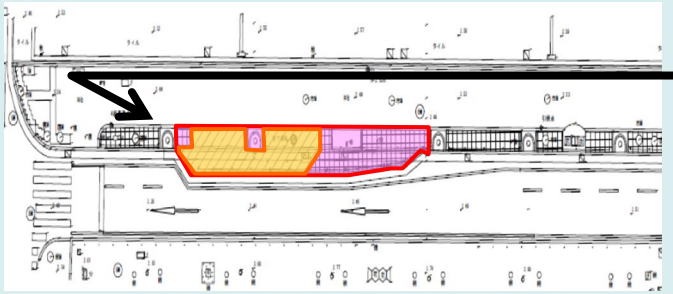

場所：中央区北浜4丁目3番地先～中央区今橋4丁目1番地先

出典：大阪市資料に加筆

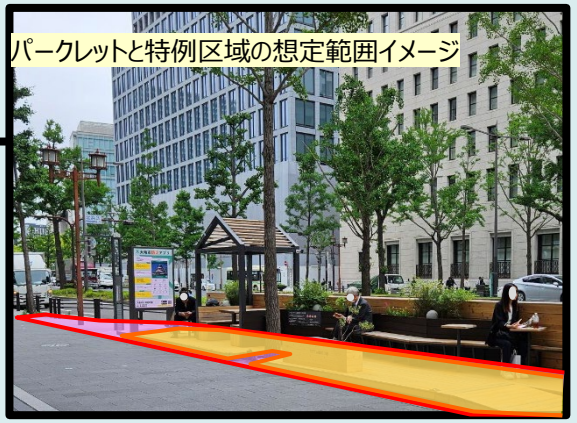

凡例：パークレット設置箇所（社会実験）　ほこみち特例区域

●パークレット設置箇所とほこみち制度の特例区域を隣接して指定

＜市道三宮中央通り線（神戸市）＞

- パークレットは、平成29年4月から道路附属物として設置。
- ほこみち制度の特例区域として、令和3年2月からパークレットに隣接する歩道部を指定。

【参考事例】

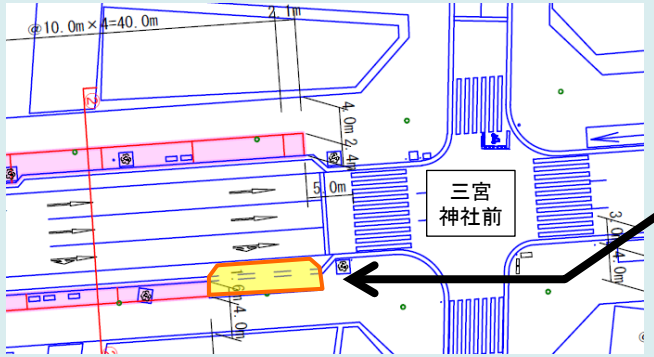

出典：神戸市提供資料に加筆

凡例：パークレット設置箇所　ほこみち特例区域

○利活用方法検討にあたっての留意点
○歩道との一体的な利活用に向けて

（２）車道部分も含めた利活用

（２）車道部分も含めた利活用　～法的整理・運用～

国土交通省

〇道路空間に余裕がない路線で、歩行者用と車両用の複数のニーズに応えるために、同一区間または箇所で時間帯別の使い分け（※）を行う場合の現状の法的整理・運用

※道路の交通状況や沿道特性により時間帯ごとに利用方法を変化させる手法

●時間帯別の使い分けに関する法的整理・運用

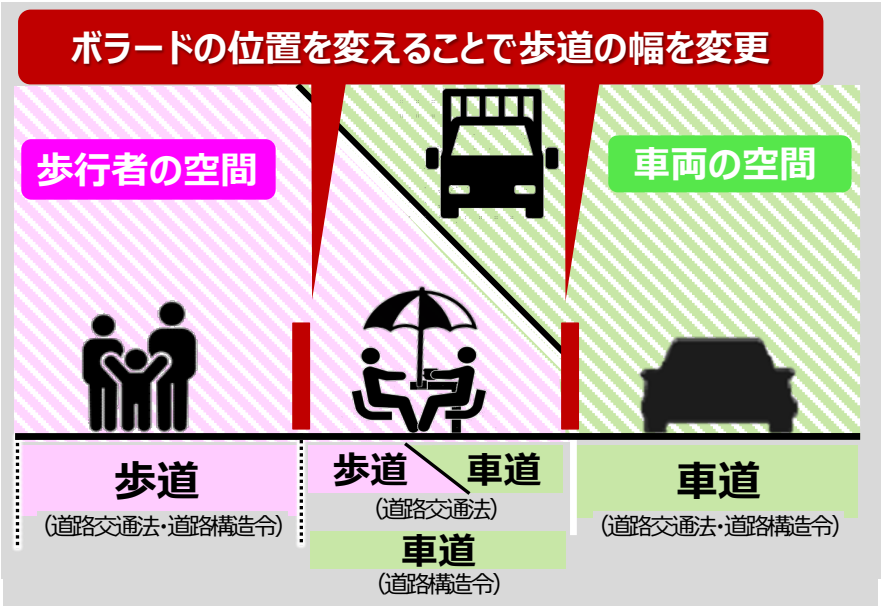

歩道と車道の時間帯別の使い分けのイメージ

【道路構造】

- ✓ 時間帯規制等で歩行者と自動車を分離することで、時間帯に応じて歩行者の空間を創出することが可能
  ■参照：道路交通法第13条の2
- ✓ 車道を歩行者の空間としても活用する場合にあっても、車道の舗装を採用する
  ■参照：道路構造令第23条第1項・第2項（国道の場合）

【時間帯別の使い分けに求められる要件（安全性の確保）】

- ✓ 防護柵やボラード（車止め）等で歩車道の分離を行い、時間帯でボラードを移動させることで歩車道の取り扱いを分ける必要
  ■参照：道路交通法第2条第2項
- ✓ 使い分ける場合（歩行者の空間／車両の空間）に応じ、歩道・車道それぞれの道路構造基準（幅員など）を満たす必要
  ■参照：道路法第30条、道路構造令第5条第4項、第11条第3項（幅員に関して）　等

【その他の留意点】

- ✓ 道路利用者が混乱しないようにするため、時間帯別の使い方の案内サインの掲示等を検討する。
- ✓ バリアフリー法上の特定道路など特に配慮が求められる道路では、歩行者が車道に誤進入することを防止する工夫を行う。

（２）車道部分も含めた利活用　～安全確保の方法～

○法的整理・運用を踏まえた時間帯別の使い分けにおける安全確保方法

▼時間帯別の使い分けにおける歩行者等の安全確保

- 移動可能なボラード等を歩行者空間と車両空間の間に設置し、時間帯ごとの歩車分離の場所に応じて防護柵・ボラード等を移動し、安全を確保する。
- 時間帯を限定した交通規制実施により、時間帯ごとに歩行者空間と車両空間を明確化し、安全性の向上を図る。

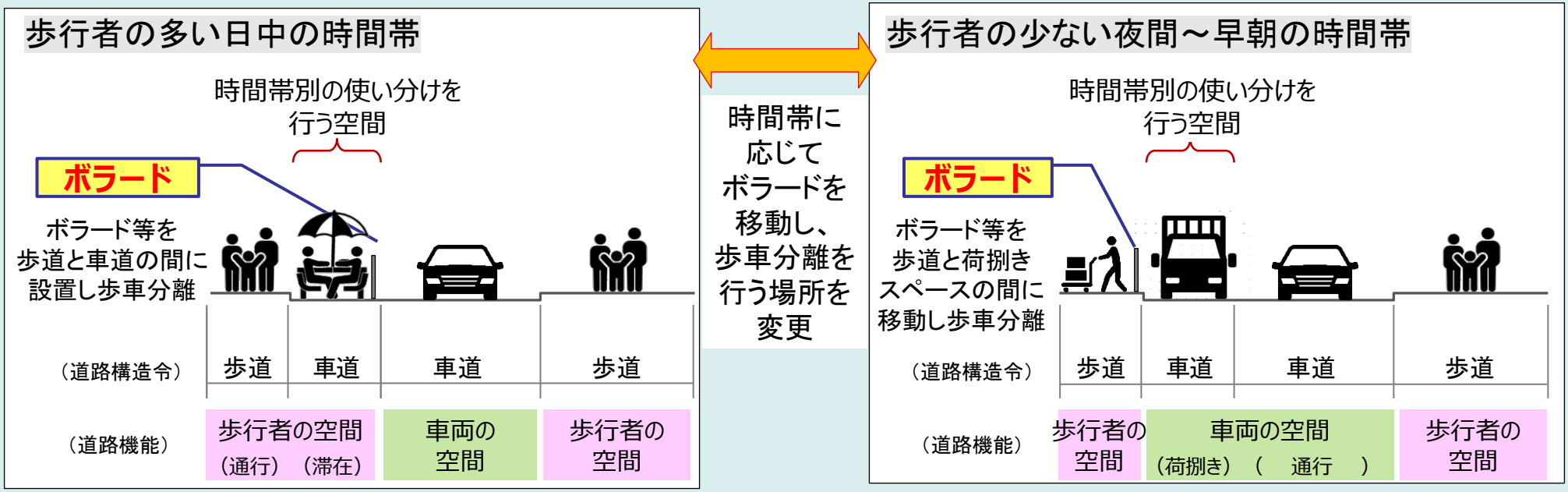

（２）車道部分も含めた利活用　～実施事例～

国土交通省

○同一場所で歩行者の空間と車両の空間を時間帯別に使い分けた実例として、札幌市のさっぽろシャワー通り、南一条通（社会実験）がある。

●時間帯でボラードを移動し使い分け

＜さっぽろシャワー通り（市道南1・2条中通線／札幌市）＞

➢ 広幅員の細街路を１車線化し、拡幅した道路空間を歩行者空間と荷捌き専用停車スペースとして時間帯別に使い分け

【道路構造】
- 時間帯別の使い分けを行う路面は、車両の空間の道路機能に応じた舗装を採用

【安全性の確保】
- 着脱式のボラードを時間帯別で移動させ、物理的な歩車分離を実施

「歩行者空間」として活用（11:30～21:30）

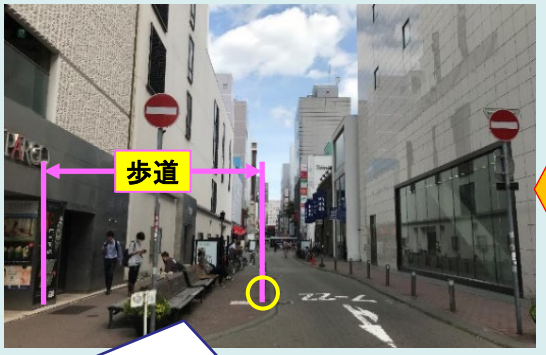

平常時は、ボラードを設置して歩道（道路交通法）とする。

「荷捌きスペース」として活用（21:30～11:30）

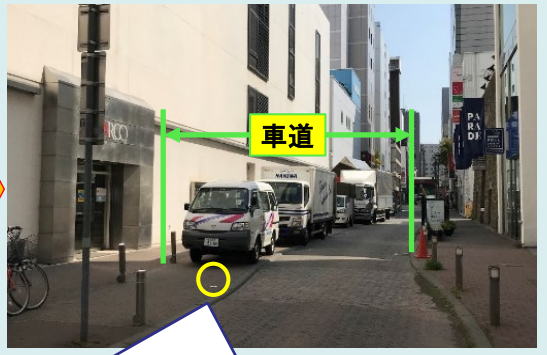

荷捌き利用時は、ボラードを移設して車道（道路交通法）とする。あわせて、交通規制により時間帯を限定した荷捌きスペースとして指定

●車両防護柵等を設置し使い分け

＜市道南一条通線（札幌市）＞

➢ 路肩および第1車線の一部を、車両防護柵等により物理的に分離することで、歩行者滞在空間として拡張

【道路構造】
- 歩行者滞在空間として利用する際は、人工芝を設置

【安全性の確保】
- 車両用防護柵を設置し、歩道側の安全を確保する

荷物の一時保管場所として利用（午前）

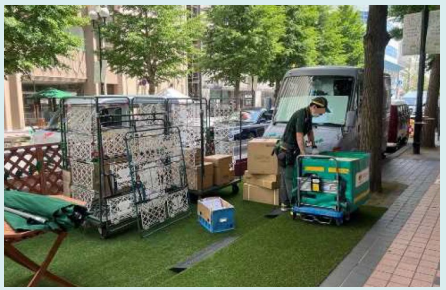

歩行者滞在空間として利用（午後）

2022年わざわざわストリート社会実験

（２）歩道との一体的な利活用に向けて　～ほこみちの活用～

国土交通省

○車道部分まで含めた利活用において、ほこみち制度を活用する場合（※）の要件・留意点を解説する。

※道路管理者が指定道路内に定めた「利便増進誘導区域（特例区域）」に「利便増進施設等（占用物）」を設置

●車道部分まで含めた、ほこみち制度活用の可否・要件

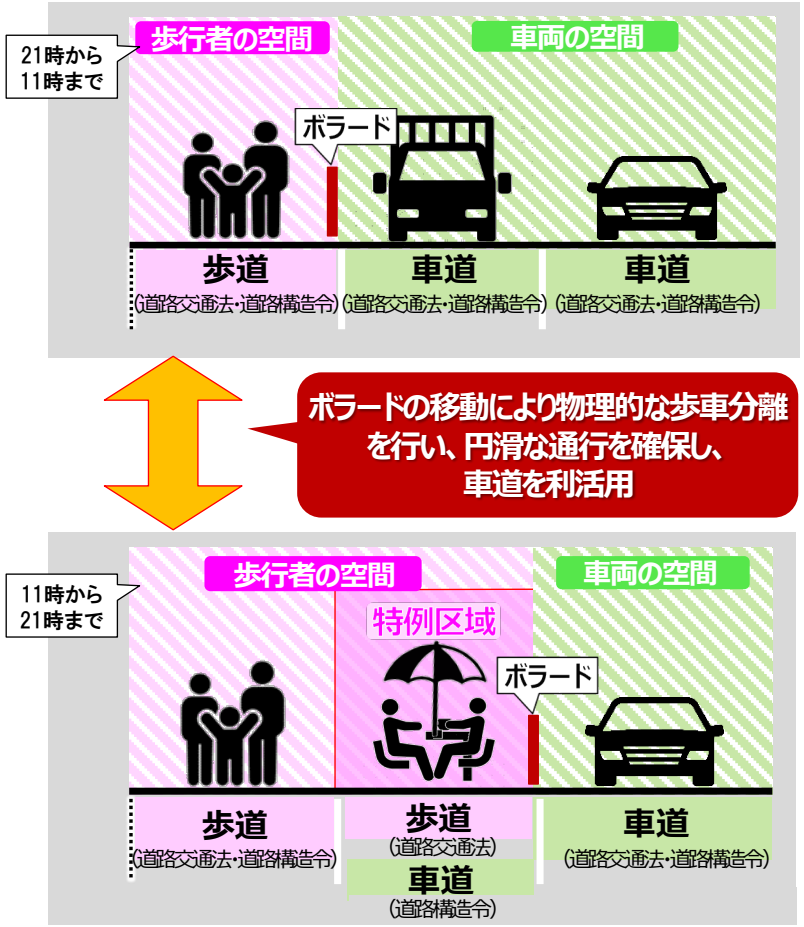

車道まで含めた利活用イメージ（ほこみち）

【ほこみち制度の活用可否】

✓ 交通規制により、歩行者の円滑な通行が確保される道路空間であれば、車道部分も含めて、活用可能。

■参照：令和2年11月25日　国道利第24号・国道環第79号 道路局路政課長・環安課長通知

【ほこみち制度の活用に求められる要件（安全性の確保）】

✓ 特例区域の指定において、関係者と事前協議を行い、地域の実情に応じた交通規制方法を定める必要

✓ 歩行者利便増進道路は、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間を構築する必要。

例えば、

- 歩行者の通行のための幅員の確保
- 視覚障害者誘導ブロックとの十分な離隔の確保
- 道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所や占用物の設置を避ける　　等

■参照：令和2年11月25日　国道利第24号・国道環第79号 道路局路政課長・環安課長通知（国道の場合）

（２）歩道との一体的な利活用に向けて　～ほこみちの活用～

国土交通省

〇交通規制により、歩行者の円滑な通行を確保した道路空間においてほこみちの特例区域を指定した事例。

●交通規制により「歩行者用道路」として利用されていた道路で区域指定

＜市道蛸薬師通（京都市）＞

- 歩道のない道路に、道路の全断面で交通規制を行うことで、利便増進誘導区域（特例区域）を設定。
- 交通規制は、道路交通法の、「歩行者用道路」により実施。

【参考事例】

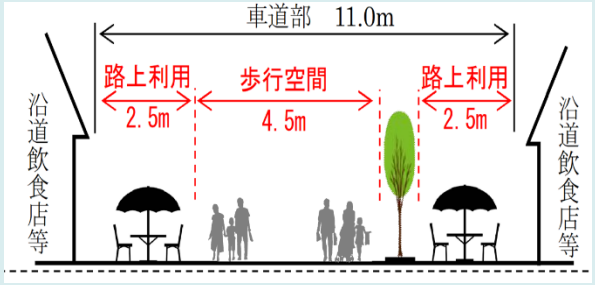

出典：京都市提供資料

●交通規制によりイベント時の「一時的な歩行者専用規制」として区域指定

＜市道天神４号線（福岡市）＞

- 歩道以外の道路の部分に、交通規制を行うことで、車道部に利便増進誘導区域（特例区域）を設定。
- 交通規制は、イベント時の「一時的な歩行者専用規制」により実施。

※福岡市歩行者利便増進道路制度実施要綱では、「常時」「イベント時」の運用を設けている

【参考事例】

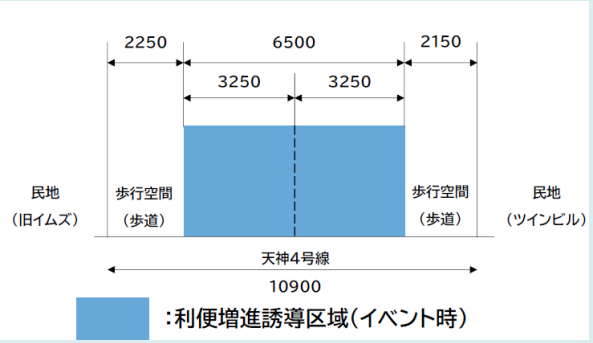

出典：福岡市提供資料

議論のポイント

○本検討会で扱う内容

・今年度は、「歩道と路肩等の柔軟な利活用」を中心に議論を進める。
・自治体からは、
　・事業計画検討・実施時の考え方の明確化
　・法的な運用や解釈・基準・ルールの明確化
　・実現に向けた合意形成に関する手法・事例等の提示
などが求められていることを踏まえ、
本検討会で議論し、ガイドラインをとりまとめることとする。

○ガイドラインへ記載すべき事項・構成

・記載すべき事項
①「人中心の道路空間」の拡がりに向けて、まちづくりも含めた面的な計画・検討の重要性
②実施に向けて、把握すべき法令・基準、運用ルール、安全性確保の基準等
③歩道と路肩等の柔軟な利活用に向けて合意形成・持続可能な維持管理運営の手法
・ガイドラインは、上記３点を解説する構成とし、留意点を一般に分かり易く解説する。

○ガイドラインでの解説内容（②ルール・手順等に関する事項）

・歩道と一体的に路肩・車道まで含めた利活用について、道路構造、安全性の確保、その他留意点を解説する。
・また、歩道と路肩等の一体的な利活用に対して有用な制度であるほこみち制度の活用方法も解説する。